



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 8 6 号 令和元年 9 月 2 0 日発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 8 7	令和元年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	地方創生局 市町村課
3 8 8	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
3 8 9	国土利用計画法施行令の規定に基づく基準地の単位面積当たりの標準価格を判定した件	用地対策課
3 9 0	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	公安委員会
3 9 1	同	同
3 9 2	同	同

徳島県告示第三百八十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和元年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和元年九月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第六回	令和元年十一月一日（金曜日）まで	令和元年十一月八日（金曜日）	筆記試験、身体検査、適性検査及び口述試験
第七回	令和元年十二月六日（金曜日）まで	令和元年十二月十四日（土曜日）	同

備考 筆記試験は、国語（作文を含む）、数学及び社会につき、中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位 置
第六回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八
第七回	同	同

三 応募資格

日本国籍を有し、令和元年十一月一日若しくは十二月一日又は令和二年三月一日若しくは四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

四 の団体を結成し、又はこれに加入した者  
採用予定月

五 令和元年十一月若しくは十二月又は令和二年三月若しくは四月  
志願票の受領及び提出先  
志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し  
、提出すること。

徳島県告示第三百八十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年九月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
阿波市市場町犬墓字大北六七九、六八二の一、六八二の一〇、六八二の二
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大北六七九・六八二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百八十九号

国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条第一項の規定に基づき、基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、次のとおり告示する。

令和元年九月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 基準地の単位面積当たりの標準価格の判定の基準日  
令和元年七月一日

二 基準地の単位面積当たりの標準価格等  
次の表のとおりとする。

（「次の表」は、省略し、その関係書類を徳島県県土整備部用地対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

徳島県告示第三百九十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年九月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
警察本部電子計算機等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県警察本部警務部会計課  
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日  
令和元年八月七日
- 四 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店  
香川県高松市中野町二九番二号
- 五 落札金額  
七百二十三万九千四百三十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年六月十日

徳島県告示第三百九十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年九月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
運転免許証作成システム電子計算機 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県警察本部警務部会計課  
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日  
令和元年八月七日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社DNPアイデーシステム  
東京都新宿区新宿四丁目三番一七号
- 五 落札金額  
三億七千二百二十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年六月十日

徳島県告示第三百九十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年九月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
電子署名生成装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県警察本部警務部会計課  
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日  
令和元年八月七日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額  
八十二万五千五百五十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年七月十六日